

江藤新平関係文書——書翰の部（三）——

江藤新平関係文書研究会（代表 島善高）

三六 大伴兼武書翰

1 [明治四年] 十月十日

謹啓

馬金銀銅鉄海物ハ勿論、米菽山の高低、地之遠近、民事之緩急等
夫々取調、只管御国益方一尔相成候様勉強仕度、願ハ老後之残懷御
憐察被下、右事業歟又ハ八丈島々開墾等之事江御用被下候様 公よ
り三條大君へ御申立被下、今一應世尔出候様御周旋之程、伏奉願上
候、

兼武

頓首百拝

大伴兼武

拜具

十月十日

江藤公

閣下侍史

打絶久く不奉伺御左右候所、益 御清稷^{（稷方）}、近日弥御昇進、恐悦至極
奉存候、為御悦早速參殿可仕候所、開墾旁取紛、失敬之段平御海恕
可被下候、扱卑僕事爾来僕々只管消光罷在申候、當時者東京府九等
官奉職仕、難有事尔ハ御坐候得共、一躰卑僕事ハ久老、寸功を建、
天下尔大喜を布度心願、于今母^{（母方）}徹不仕、残念至極尔御坐候、公之御
鶴聲を以、今一應要路尔出で、従来之宿志を遂度、卑僕曾て奥羽之
間尔住居、土地之形勢、緯度方位并物産之得失と少々心得も御座候
付、今度正院尔於て地理御編集之由、可相成ハ卑僕を奥羽之間尔被
遣两国地理誌を記載方御委任御座候様仕度、然る上ハ奥末之巨村牛

三七 大浜正寿書翰

1 明治六年三月十四日

當縣貫屬

士族

福岡安正

右之者御採用相成候ニ付、差支無之候ハ、本日出頭為致候様、御達有之、取調候處、出京滞在中之人名ニ者勿論、當縣貫屬之内ニ者差向相見不申、自然改名致し候歟、又者子弟厄介之内ニも可有之哉、今一應御取調御達有之候様仕度、此段申上候也

明治六年三月十四日

静岡縣少属大濱正壽印

司法大小丞

御中

(二枚二八cm 江013-107)

編者註

①本書翰は静岡県十六行罫紙。書翰右肩に「島本」の押印あり。島本は、司法大丞の島本仲道。

三八 大原重実書翰

1 明治五年十月十八日

(巻封)「江藤司法卿殿 大原重実」

明十九日夕五字半、於延遼館魯國親王對食被致度旨ニ付、右刻限同館へ御越有之度、此段申進候也

壬申

十月十八日

(二枚一八cm 江013-108)

編者註

①大原重実(一八三三〜一八七七)は大原重徳の子。明治五年外務省六等出仕、同年六月二日魯國王子接待御用掛。

②延遼館は浜離宮にあつた迎賓館。

③魯國親王は、ロシア国皇子アレキシス・アレキサンドロウイッチ親王。ロシア皇帝アレキサンドル二世の第三皇子。世界周航のため、欧州各国、アメリカ、南アメリカ州を経て、インド洋に出、支那海に入り、ロシア領を巡察する途中に来朝。

三九 大村益次郎書翰

1 (慶応四年 月) 八日

(巻封)「長谷川二左衛門様 大村益次郎」

江藤新平様

駿東十三州

高百九万三千余

右者御支配地

此収納

四十五万千百石

三斗五升入

此俵百廿八万八千八百拾五俵

内

廿八万余水損ト見テ

差引

百万俵

凡一俵二両三分

此代二百七十五万両

同麾下領

高凡百八十八万余

内

半 本領安堵并水損

半 御収納

凡九十四万石 四ッ物成

此収納

三拾七万六千石

此俵百七万四千二百八十二俵

此代金二百九十五万四千両

合五百七十万両

如貴命最早今日ハ夕景ニ茂相成候間、明朝ニ而宜敷候間、可然其筋

江御沙汰可被成下候、明民政局江請取人可差遣候、毎々應報御手数

之段恐入申候

萬々頓首

八日

(一枚一九 cm 013-109)

編者註

①大村益次郎(一八二四-一八六九)は萩藩士、慶応四年五月七日軍務官判、同月十一日江戸府判事兼帯、同年九月鎮将府軍務局勤務、十月二十四日軍務官副知事、十二月四日東京在勤。

②長谷川二左衛門は、慶応四年八月の時点で、江藤と共に会計局判事を勤めていた「長谷川二右衛門」。熊本藩士、名は隆景。

四〇 小笠原弥八郎書翰

1 (一) 六月二日

薄暑之候被為揃、益御安泰被為成御座、畏悦之至ニ奉存候、然者此度高見保益帰縣之便不被捨置、段々之御傳言御深意之至、千々萬々辱次第二奉存候、私者惣而御尋問も不仕不敬ニ打過、恐縮仕候、御宥恕奉仰候、必竟者東京行も御座候得とも、無據、得貴顔可申人柄も無之ニ付、行違之程難斗差扣申候、此度ニ至リ誠ニ辛成便宜ニ付、奉伺御安否候、何分ニも時候厚御厭、御精勤被成候様、乍遠境奉折候、将此紙包甚以麩品ニ者御座候得とも、伺之印迹ニ呈上仕候、御笑留被成下候ハ、千萬本望之至ニ奉存候、乍憚老衰不事ニ消光仕居候、御放神奉仰處ニ御座候

六月二日認

江新平様

人々御中

恐惶謹言
小笠原弥八郎拜

(一枚一八cm 江0131110)

編者註

①小笠原弥八郎は土佐藩士か。

四一 岡本忠利書翰

1 明治四年七月三日

(包紙表) 「江藤中辨殿 濱田縣少參事岡本忠利

侍史御中

(包紙裏) 「^印 辛未七月三日發ス」

(卷紙) 「江藤閣下 岡本忠利

拝呈

飛鴻を以一書拝呈仕候、盛暑引續殘炎酷御坐候處、益御清適御奉務被為在奉遠賀候、二二僕去夏濱田表轉任、直二隱寫出張、瓦然消光仕居候間、恐ナカラ貴意安被思召被下度奉存候、誠ニ山海隔絶、便

宜患敷土地柄、時々御起居をも不奉伺、心外之御無音申上卒尔二奉窺モ恐多仕合ニ奉存候得共、今般當縣大參事足立姓免官之事二付、御内密御窺申上度訊ハ、同姓儀着廳已來民政向種々勉勵有之、官員中ハ素ヨリ管内モ帰服致シ居候得共、疾病不得止御暇被相願登坂入院、猶又御暇追願中不斗免官之御達書到来、廳中モ一入驚布、何ノト歎復職御願達之道ハ有御座間敷哉ト内議有之候得共、進退之儀ハ何分容易ニ御申立モ難相成、如何シテ右之情實御通達相成可然哉ト、權知事殿ニモ殆ト案痛之折柄、僕ニモ隱岐寺院廢毀一条二付、頃日ヨリ出濱罷在、実ニ氣之毒之參懸リ、仍テ右免官之都合并復職願立之儀等、如何之次第共ニ可有御座や、不苦儀ニモ御座候ハ、御内分御教示被成下度、偏ニ奉願上候、何れ御内慮之次第二寄り權知事殿所置振リ之氣汲ニモ相成、既ニ免官御發シ渡之事二付、不願恐懼奉伺候、且恐縮之次第二ハ御座候得共、御序之折も被為在候ハ、大隈參議公江御致聲之程拜伏奉願上候、此旨為可奉得尊意、匆卒如斯御座候、恐惶謹言

辛未

濱田縣少參事

七月三日

岡本忠利

江藤中辨殿

侍史御中

二白、長松少辨殿へ權知事殿ヨリ内慮被相伺儀ニ御座候間、御打合セヲモ被成下候ハ、猶更難有仕合奉存候、頓首

編者註

(一枚四一×二九cm 江0131111、1112)

① 浜田県は明治三年二月、石見国浜田藩と隠岐国とからなっていた大森県を改称した県。明治九年四月に島根県に合併。

2 明治五年十月二十四日

(包紙裏) 「江藤老臺 岡本忠利

玉案下謹呈

(包紙裏) 「壬申十月廿四日夜認」

(巻封) 「謹呈

御内披奉願上候」

愚書謹呈、不揃之氣候ニ御座候處、益御壯康可被為在奉賀寿候、野生義モ御蔭を以、過ル十七日大藏九等出仕拜命仕、難有奉存候、陳而ハ是等之儀達御耳候モ甚以奉恐縮義御座候得共、着京掛ヨリ野生下宿之家主浅草聖天町老番地林屋治兵衛ト申者、御吟味之筋ルテ御省江御呼寄セ相成候由、今日退出之上ルテ承知致し、右者定而遊女御改正ニ關係スル事共ニハ無之哉、兼而遊女口入ラスル者之由ルテ御座候得共、堅氣之者ルテ、此節モ御趣意柄ニ慄^{マヤ}り候訳ニ不至様余程心配之模様、野生ニモ日夜見聞罷在候、北郭品川屋ト歎申者抱遊女之義ニ付、向方ヨリ被相頼候事有之、右品川屋ハ不良之ものルテ、兎角悪事ハ人ニ帰スル様之事而已致ス由、若シヤ其者之申成シニテ右治兵衛御召捕共ニ相成たる事共ニハ無御座歎ト申シ、最早六拾二才之老翁、如何之御裁判歎ト家人とも頻りニ心配罷在、傍觀ニ

不忍、有之儘入御耳置候間、御配下之御官員方何卒公平之御所分を以、理非明白仕候様ニ御指令被成下度、深々御願申上候、実ハ推参奉得拜謁、委細申上度奉存候得共、只今退出掛、夜中之事故、恐入候得共、極密之一封汚御高覽、早々如斯御座候、頓首謹言

十月廿四日

岡本忠利

江藤老臺

玉几下拜呈

二白、勿々之事躰、只々情実ヲ申上ル迄ニ付、大乱筆不文、御不敬之段ハ真平御免許奉願上候、已上

(二枚一七cm 江013113)

編者註

① 北郭とは北里のこと、吉原の遊郭をいう。

四二 小栗憲一書翰

1 明治五年十月十三日

(封筒裏) 「佛国巴利ニ而

横浜より

松本白華殿

小栗憲一

急事無憂

(封筒裏) 「皇壬申十月十二日認」

(便箋裏) 「歐洲御滞居

松本白華殿下」 「小栗憲一」

横濱方一東拜呈仕候、寒候相成候處、新殿初皆方様も御揃、御機嫌克御賀居被成、奉拝賀候、定而今時ハ錫蘭寫御拜謁可被遊と恐察此事ニ御座候、浅艸は御出立後、一時林覚初大不平、林覚曰、我輩御見捨ニアツカリ、慙愧之仕合抔口情申立候得共、程能説得、即〔刑深不能〕殿ヲ代理ト仕置候、御女中方ハ于御留主番宅御座候、西京方何故歟頓斗来状ナシ、〔刑深不能〕ハ北越行トカ承候、仰明も十二等出仕、日々出省故、浅艸ハ火の消夕如ク何事も運不申、可憐情態ナリ、扱御出立翼日新聞ニ早速差出候處、已ニ早キ奴カ諸君ノ御寺號并ニ新名等ヲ以テ皆脱走セリト書セリ、余之新聞ニハ大ニホメテアリ、只一事掛念スヘキハ安休寺猶龍事、當時安藤劉太郎トアリ、コレハ萬一教師添書ニ差支共ハナキヤト思フナリ、本願寺ト同行シタトシテハ、甚不都合ナリ、関信三ト在シハ彼等未知故、程能御工風可被下候、省中ハ大ニ一統評判よろしく、卿輔初メ皆々感心ノ体ナリ、只金策ガ大ニ懸念ナリ、木場も大ニ頑固申立候由、小生ヨリ中島ニ激論致置候位ナリ、司法卿も未御出船無之、其期末相分不申候、省中も日々転変日新ナリ、僧侶ハ都テ苗字ヲツケヨトノ太政官御布告アリ、又天下寺院ヲ都テ教院トシ、大中小ノ三院ニ分ツコトモ決定スル已ニ布告ナリ、管長ハ一宗一人ト定メ、已ニ當分専修寺殿ナリ、西京も大門御帰京以来、何事も無之由、摂光殿も九月十七日御帰京ノ由、小生輩ノ巡回も大延引ノ處、何故歟ト思フタレハ〔刑深不能〕カアマリ〔刑深不能〕ニ付、外出仕より議論も興ル由、教導職御用掛リモ廢止、皆教院掛リトナル、巡回モ社寺兼務シテ出ヨト卿輔方被申付、足立、藤田、桃井、松本等加ハリ、全十二人四組二分

ツ出發ナリ、旧喧頑固連も策カ水泡ト相成申候、御一笑可被下候、大教院も大ニ繁昌ナリ、近日建築ニ掛ル筈、當時唯一大洲アルノミ、四人ノ苦心、実ニ感泣ニ不堪候、四人も過日九等ニ転進ナリ、大坂加藤九郎近日東上、小生方吹拳、一昨日十一等出仕ニ転進ナリ、小生ノ留主宅ニ置候、小生も来春二月比帰京ノ積ナリ、自然御書状被下候ハ、麴丁元園丁〔刑深不能〕目小栗宅ニ向ケ御差出可被下候、石丸ハ大坂江相止、更ニ教院掛リ相成、内外教法監察同様に事ヲ致居候、魯人皇子一昨日當港着ナリ、琉球ハ改テ藩王ニ成リ、真ノ属国トナル、朝鮮ニハ大ニ応接トナリ、此程陸軍少将も出張ノ由、ユク／＼目的アルヘシ、天下租税法一定、愈地券ニ相成、當時井上大輔も御出張ニナル筈ト申ス事也、井上大輔も先日母死去、大ナル葬式アリ、西門様九州大ニ評判よろしく、〔刑深不能〕ニ八代より断ラレタルコトアリ、是ハ宮川ノ姦ナルヘシ、薩人も參詣スルコト多キ故、止タルノ風聞ナリ、仙臺ハ愈類焔大熾ニ付、東西教導職管長方可差遣旨、卿輔方鍔然ニ御内意アル故、石丸ト計リ長崎僧東二人西一人ヲ差遣候様相成可申、金ハ教院方相辨ヘ可申候也、安藤留主娘君御満腹ナリ、御一聲可被下候、嗚乎教部モ日々悪口ノ新聞アリ、別テ僧ノ失策如山、何卒大御運籌奉禱候、默雷君も来春ハ必御帰朝可然奉希候、一寸御帰朝ナリカタクハ何卒ヨキ工夫可被下候、教院ノ事ニ付、程々ノ苦心アリ、扱貴君ニ急速相願度ハ各国大小教院ノ規則ナリ、何卒一日も早く御訳文ヲ以テ御送り可被下候、佛丈ニテヨケレトモ可相成ハ英ノ教院規則カ入用ナリ、此地ニテ訳サセ候得共、兎角不分明ノコト多シ、過日呈上ノ東郷ノ訳書ハ

無^(判読不能) □ ヤ奉伺度、ツキ之教師ヲ新聞ヲ一翻譯シテ佛ニ送ル由ニ付、萬一本願寺同行ノ者ニ東郷ヲ添書ヲ乞タル事カ露顕シテハ、此地迄モ響キ可申候、東郷モ自然ハ来月ハ教師同行ニテ巴理江行^(判読不能)ク □ 説アリ、夫共ナクハ猶更右ノ始末至急御來報可被下候、新殿、石川君、柳北君、安東君ニ別書不呈候条、御伝達可被下候、黙雷兄ニハ何卒御帰朝奉進度旨御伝可被下候、餘ハ萬々後便可申上候也、此書状ハ司法卿ニ御願申上置候也、御地定而熱氣中ナルヘシ、為國家為大法御自重々々、過日黙雷兄ノ書ヲ大輔殿大ニ喜ヒ頻ニ風聴被致候、少輔モ同断ナリ、貴兄ハ何歟御來報被下度、左スレハ夫カ千金ノ価、大ニ我門ヲ光輝スル一策ナリ、過日黙雷ノハ法主當ナリ、故ニ或ハ我田ニ水ヲ引ク之風情アリ、貴兄ハ何卒朝廷ニ呈スルノ書、或ハ卿輔ニ送ルノ書ニ被成下度、夫カ切ニよろしく候、意長筆短、先ハカシク

皇十月十三日 ヨコハマ

恐々謹言

(一枚二八cm 1013114)

編者註

- ①小栗憲一(一八三四〜一九一五)、真宗大谷派の学僧。明治五年当時、小栗は教部省九等出仕。因みに教部卿は嵯峨實愛、大輔は宍戸璣、少輔は黒田清綱。
- ②松本白華(一八三八〜一九二六)は真宗大谷派僧侶。明治五年、教部省出仕。この当時、大谷光瑩に随行してパリに滞在中。明治六年七月帰国。
- ③新殿は東本願寺二十二世大谷光瑩(一八五二〜一九二三)。明治五年九月、石川舜台(一八四二〜一九三二)・成島柳北(一八三

七〜一八八四)・松本白華・関信三らを従えて欧州視察。

④錫蘭はセイロン。

⑤浅艸とは浅草本願寺のこと。

⑥仰明は仰明寺対岳。

⑦安休寺猶龍(一八四三〜一八七九)は、三河安休寺雲英晃曜の弟で、真宗大谷派の僧侶。大谷光瑩のヨーロッパ宗教視察の際、通訳関信三として随行。帰国後は、幼稚園教育に力を尽くす。

⑧専修寺殿は真宗高田派、専修寺二十一世の常磐井堯熙(一八四四〜一九一九)。

⑨撰光殿とは教部省大講義の撰光院勝尊。

⑩魯人皇子については既出三八一書翰註③参照。

⑪陸軍少将は西郷従道(一八四三〜一九〇二)。

⑫井上大輔は大蔵大輔井上馨(一八三六〜一九一五)。

⑬西門様は浄土真宗本願寺派第二十一世宗主の大谷光尊(一八五〇〜一九〇三)、法名は明如。この当時教部省教導職大教正。

⑭鍊然は既出三五の大洲鍊然。

⑮黙雷は真宗僧侶の島地黙雷(一八七八〜一九一一)。明治五年正月渡欧、同年十二月に教部省の宗教行政を批判して「三条教則批判建白書」を提出。明治六年七月帰国して、大教院分離運動を推進した。

2 (明治五年) 四月十一日

(巻封)「江藤議長殿下 小栗憲一」

別紙一冊ハ浅艸^(判)本願寺へ滞留罷在豊後妙正寺之認処ニ御座候、友人殿下御内見ニ奉呈呉度旨申出候間、乍恐御傳達申上候、小生罷出此

儀申上度之處、四五日前より病褥引籠、其儀不能也、乍失敬以書中陳上如此候、已上

江藤議長殿下

四月十一日

(一枚一六cm 江013-115)

小栗憲一

四四 會計官書翰

1 (明治元年) 十二月十七日

(巻封)「江五位様

會計官
當番」

以剪紙申上候、然者神奈川縣御同列様之御書状、唯今到来二付、則為持上ケ申候、以上

十二月十七日

(一枚一七cm 江013-117)

編者註

①神奈川県からの書状は、後掲五四参照。

四三 御小姓頭書翰

1 (明治二年) 七月二十八日

(巻封)「江藤新平様 御小性頭」

御内々御用有之候条、明朝御出勤懸、御次御出被成候様有御座度、此段為御懸合、如斯御座候、以上

七月廿八日

(一枚一六cm 江013-116)

四五 會計官書記書翰

1 (明治二年) 正月十二日

別昏到来仕候間差上申候、以上

正月十二日

江藤五位様

會計官
書記

(一枚一九cm 江013-118)

四六 外務省書翰

1 明治四年十一月二日

江藤副議長殿

外務省

東京西京之新舊因取揃へ整へ度候ニ付而ハ、いづれニ而求メ候而可然哉、御手前御承知も有之趣ニ付、御問合および候也

辛未十一月二日

(一枚二八cm 江0131119)

編者註

①この書翰は外務省十六行野紙。

四七 外務大丞宮本小一書翰

1 「」六月十三日

(巻封)「江藤司法卿殿 外務大丞宮本小一」

一簡拝啓仕候、炎暑堪難候處、御清禱拵賀之至御坐候、然者去巳年十月中、閣下中辨御奉職中、開拓使之事務御取扱ニ而、其頃エト口フ・クナシリ・ウルツプ三寫之間ニ魯国与境界相定候義、旧幕中文化度彼国与約定取結候本書并魯文とも、松浦開拓判官より閑叟公へさし出、夫より右書類閣下御預り被成候哉ニも可有之由、松浦より

申聞候、右者同人記憶いたし居候通り、閣下御承知ニ候や、右書類急ニ入用候處、更ニ不相知候間、為念御尋申候、自然何レ之方ニ蔵貯いたし可有之哉、御示教被下度、此段相伺申候也

六月十三日

(一枚一八cm 江0131120)

編者註

①松浦開拓判官は松浦武四郎(二八一八〜一八八八)、名は弘。江戸時代に六回にわたつて蝦夷地を調査、慶応四年閏四月徴土函館府判事、同年八月東京府附屬、九月郡政局御用掛、明治二年六月蝦夷開拓御用掛、同年八月開拓判官、明治三年三月依願免官。

②閑叟公は佐賀藩第十代藩主直正(一八一五〜一八七〇)。

四八 香川敬三・船越洋之助書翰

1 [明治元年]十二月九日

(巻封)「江藤新平様

香川敬三

船越洋之助」

乱筆御免

旧會降伏人、於當地御救助相成居候者共尔當リ云々、御内聞之趣致承知候、今日既尔容保男松平慶三郎へ三万石管轄被 仰出候上ハ、条理尔おいて降人悉皆慶三郎へ御引渡相成可然義尔付、此旨表面慶三郎江御達相成儀候、然而ハ必今日之處尔てハ、右様所置難斗尔付、

苦情可申出候間、其時亦至り家政相整候迄、藩々へ御預ケ被 仰付
度候、尤今日之處違も、降人引取候義難相斗段ハ顯然相分り居候
間、慶三郎家政相整候迄断然藩々江分配御預、其間ハ勝手亦使役被
仰付候而も可然歟と奉存候、乍去蝦地移住之者共ニ當り候而者、已
亦開拓手始メ仕居、殊ニ是迄不容易入費相成居候間、是者迄引取候
而ハ彼是

朝廷之為メ御不都合不少亦付、是迄之通り之規則ニ被成置度奉存
候、全体同しく降伏人之中蝦地へ移住之者ハ別而艱難仕、此地之者
ハ空敷御救助ヲ相受居、其上其儘旧主へ随従相成候而ハ、乍恐

朝廷御規律ニおいても御偏頗之義亦も相成候間、旁此地之分諸藩江
御預ケ、慶三郎江引取候迄ハ於藩々使役いたし候得ハ、一同平等之
御處置亦も可相成歟と奉存候、猶御賢慮之上可然御奏問相成度奉存
候、藩々江御預ケ方之義ハ種々致し方も有之候得共、大綱右之見込
亦御坐候、此段御尋亦付、愚考申談之儘、不取敢申上候、何分会計
之御内情拝承之上ハ、一日も早ク御所置不相成而ハ相済不申、不及
ながら苦慮仕候間、否早々御報被下度、如此御坐候也

十二月九日

(一枚二〇cm) 10131121

編者註

- ① 香川敬三(一八三九〜一九一五)、藤田東湖の門弟、岩倉具視の
知遇を得、幕末維新期には軍務官権判事。
- ② 船越洋之助(一八四〇〜一九一三)、名は衛、広島藩士。大村益
次郎に兵学を学び、明治元年五月徴士江戸府判事、同月軍務官権
判事。

③ 容保は会津藩主・京都守護職の松平容保(一八三六〜一八九三)。
会津若松城は明治元年九月二十二日に開城。

四九 片桐省介書翰

1 (慶應四年) 八月十八日

(巻封)「江藤新平様 片桐省介」

拜啓、冷霖御 ^(判誤不能) 固御壮安奉賀入候、然者昨日申上置候先日之名
前書、御遣し被下度、さし懸り考合セ之下タコ、ろも有之候故、此
旨御承知可被下候、差 ^(判誤不能) 候而、又々さし ^(判誤不能) 申上可申候
○足立 ^(判誤不能) 之事取締与申込二而、等級之きまり無之而者不都合之
やうニも相聞へ候間、御考合可然様被成置候義、欠典なきと存候、
近來者頼と染々御緩諭も申不尽、彼是御計り申度義も御坐候處、甚
夕忽 ^(判誤不能) 忙之至ニ御坐候、已上
八月十八日

(一枚一八cm) 10131122

編者註

- ① 片桐省介は慶應四年八月、東京府鎮台権判事、監察兼写校。
 - 2 (慶應四年) 二十四日
- (巻封)「江藤新平様 片桐省介」
島團右衛門様

先日島君より御内談御坐候上水方一条探索之義、概略相分候得共、此程より之瀉病ニ而、今日も出頭仕り兼候間、何レ明日ニも御談示可申上候、已上

廿四日

(一枚一八 cm) 江013-123)

五〇 片山傳七書翰

1 (明治四年) 六月二十二日

(巻封)「江藤新平様
片山傳七
秀嶋源吾」

以手紙啓上仕候、然者贈正二位様為御遺物、御掛物一、仙臺平御袴地一被遣之候ニ付、差廻候条御落手可被成候、此段為可得貴意、如此御座候、以上

六月廿二日

(一枚一七 cm) 江013-124)

編者註

- ①片山傳七は鍋島閑叟の側近。
②秀島源吾は鍋島家の准家扶。
③贈正二位は明治四年一月十八日に没した鍋島閑叟のこと。

2 (明治四年以降) 六月二十二日

(巻封)「江藤様
片山傳七

御請
」

如仰炎暑之砌御座候處、益御安泰奉欣喜候、僕社打絶御無禮申上候處、却様々御示諭奉恐入候、扱棒砂糖三本御内々大御前様江御献上之思召ニ而為御持、正ニ落掌、則御示之通御慰計其外取揃可差上奉存候、惣而者近来御所勞之趣、御加養專一ニ奉存候、先以御請込、早々頓首

六月廿二日

(一枚一七 cm) 江013-125)

編者註

- ①大御前様は田安家から来た筆姫。

3 「」七月二日

舌代

鷹師

村越才助

右之者昨年亘り奉願候人ニ而、当時当時浪々之身ニ而、人別御改其外差支候ニ付、御家来分ニ被成下候道者被為叶間敷哉、頃日ニ再度相歎候ニ付、右之御願込參殿仕候處、御留主中ニ而不任其儀、甚略義之至ニ候へ共、右之段宜御汲分被下度、私ニも偏ニ奉願候、委細

者御家来込申置候間、御承知被下度、旁奉願候、頓首

七月二日

片山傳七

(一枚一八cm) 〔013126〕

4 (一) 八月二十一日

(巻封)「江藤新平様 片山傳七」

以手紙啓上仕候、然者正四位様御義、為御帰京、昨廿日被成御着京候、右為御知為可得貴意、如斯御座候、以上

八月廿一日

(一枚一七cm) 〔013127〕

編者註

①正四位様は佐賀藩最後の藩主鍋島直大(一八四六—一九二一)。

五一 勝屋右門書翰

1 (一) 三月十五日

(巻封)「江藤新兵衛様 勝屋右門」

以剪紙致啓上候、然者今般政府出勤被 仰付、冥加至極奉存候、就而八萬端御面働相成儀御座候条、宜奉頼候、随而近来是式之至御座

候得共、交肴一折進呈仕候、聊御挨拶之驗込御座候、已上

三月十五日

(一枚一六cm) 〔013128〕

五二 門脇重綾書翰

1 (明治五年) 五月十一日

(封筒)「江藤先生 重綾

几下」

梅天鬱候、尊志如何、近日御見舞伺候致度と奉存候へ共、却而御煩敷哉と用捨仕候、少々者御快方之御容子、乍蔭安心仕候事ニ御座候、抑近日省中何かと紛々、竊ニ心痛致候事御座候、神道未夕管長出来不申、其内昨日之期限有之事ニ候、行形説教ハ始メ候事御座候、大ニ近衛千家両代理人ヲ刺激シ、自ラ講座ニ昇ラシメ、衣冠正笏、説教ノ口上ヲヤラセ申候位ノ晒歎、御一笑可被下候、右ニ付近日一説アリ、小子モ始ハ良策と存候へ共、能々考候へハ凡教部之極意甚至重之勢ニ而、前後考量候処、又然ラス、付而者方今教部之取構互意如何奉存候哉、尚 高論何度ニ付、別紙呈貴覽候、乍併極密々御一覽後御返下被下度希入候、其内昇堂御見舞申度候へ共、御病蔭御尋且御慰旁呈寸楮候、勿々拝具

菖蒲月十一日

編者註

(一枚一八 cm 江013-129)

①重綾は国学者で教部大丞の門脇重綾(一八二六—一八七二)。

2 (明治五年) 五月二十日

肅呈、今朝者昇堂御邪魔仕候、近日省中異論之義ニ付、少々御内慮
 何度義も有之候へ共、折柄会議中、粗同様之義ニ付、情実御聞込之
 通、深ク御勘考被為在候事ニ奉存、小生輩當時之職務ニ而者卿輔之
 指図ヲ受、事務ヲ執行致候事ノミ候処、如此議論多岐ニ涉リ候得
 共、何事モ正院江為出不申候而ハ片付不申、其内百般之事務洪滞、
 甚困入候事ニ御座候、本省創建以來之趣旨ニ於而ハ、丞以下ニ異論
 ハ無之候へ共、各職務之分涯を確守候事專一ニ奉存候へ共、近日之
 景況、上下凡百体裁不相互、慚愧之至ニ御座候、尚曲折情実も有之
 事と御察候、〔判断不能〕篤御推考奉仰候、假令今般之議論

先生御預之上、一定之御指図ニ相成候とも、以來確守之御目的第一
 二御勘考可被下候得者、前途正無〔判断不能〕、是等之義ハ申上候迄も無之
 候得共、〔判断不能〕二不堪、〔判断不能〕御推恕可被下候、此之趣ハ〔判断不能〕上聴候旨、
 御内慮相伺候、呉々御内々御含可被下候、勿々拝具

五月廿日

重綾

江藤先生

(一枚一八 cm 江013-130)

3 (明治五年) 六月二日

(封筒)「江藤明府 重綾」

昨日伺候仕候へ共、御他適失望仕候、近日種々伺度候處、いつも
 倉卒不尽御遠行ニ相成候而者、前途之目案御高論、些伺致義も御坐
 候ニ付而、乍御邪魔寛々拝接仕度付而者、御閑暇御差繰被下、何日
 何時頃罷出候而御都合可然候哉、乍御手数紙尾御一筆御示被下度、
 此段奉希候也、右御乞合込、如是御座候、頓首

六月二日朝

(一枚一八 cm 江013-131)

4 (明治五年) 七月二十四日

(封筒)「江藤殿 重綾」

内呈御親展

朝夕漸涼氣相催候處、愈御清穆被成御座、奉大賀候、過日者不計茅
 屋御枉駕被下、恐縮之至ニ奉存候、其節御噂之如ク、大隈參議至急
 面會ヲ乞度と奉存候へハ、希クハ

先生此座ニ御出會之御模様、一應伺置候上ニ而推参仕度、兎角御繁
 劇之頭、御手数恐入候得共、御面話之御様子御書入候而、一寸為御
 知被下候様奉願候、為御伺込、草略如此御坐候也、勿々拝具

七 念四

重綾

江藤賢臺

侍史中

(一枚一八 cm) 〔013-132〕

取計可申候間、御廻し方相成、伐料者其上三而御申越可有之候、此段御挨拶旁及御懸合候

辰十一月

神奈川縣

判事

(一枚一八 cm) 〔013-134〕

五三 金井之恭書翰

1 明治四年十一月十日

(巻封)「副議長公閣下 金井之恭拝」

弥御清穆奉芳賀候、然者横濱御發行之願書、別紙之通り御指揮相成候写、御廻し申上候也

未十一月十日

(一枚二〇 cm) 〔013-133〕

編者註
①金井之恭(一八三三-一九〇七)は明治二年八月制度局御用、明治四年八月大主記。

五四 神奈川県判事書翰

1 明治元年十一月

御書面之趣致承知候、御申越之趣ニ而者仏人ウエルニ見分いたし候木材、官之ものニ無之上者無詮事ニ付、右木材者當縣之御買上ニ

編者註

①ウエルニ Verry, Francois Léonce (一八三七-一九二五)はフランス海軍の技師で、横須賀製鉄所首長。横須賀製鉄所建設を指揮。

2 明治元年十二月

御下ケ札之趣致承知候、當縣御用材ニ可致分、代金六千式百九拾兩三分、永式百三拾九文七分ニ相成候趣ニ候得共、右直段者不相當ニ相見、殊ニ差向候儀ニ付、此上彼是手續を相待、遲滯いたし候而者建物等差支候間、別段木材御買上ケ取計候積リニ付、前書御用材之義者相止め可申候、依之此段御断返および候

辰十二月

神奈川縣

判事

(一枚一八 cm) 〔013-135〕

五五 〔 〕 兼義書翰

1 〔 〕 六月八日

(巻封)「江藤君 兼義拜

□下

」

益御清適可被成御勤、奉太賀候、陳過日御内談之人物、早速聞糺候處、別紙之通形行二付、得与御熟考被下度、且又當時文部省九等出仕吉本真九郎与申者、同省會計掛二有之候所、実ハ方角違之事二而不堪其任、困迫罷在申候、同人所長ハ東京府在職中も監察局長相勤居、都合府下之事情ハ承知罷在、就而ハ探索等ニ自然御遣方口御坐候ハ、難有可遂其節与奉存候、先ハ乍略儀、過日之御挨拶迄、盟府^{別紙不貼}□□候、勿々頓首

六月八日

尚々参昇可申上候得共、何分當時多忙ニ罷在候間、御用捨被下度、他ハ拝顔ニ而申^{別紙不貼}□候也

(一枚一七 cm 江013136)

五六 樺山資綱・島本仲道司法三等出仕書翰

1 明治六年九月二十八日

過刻御面謁之末御申聞有之候京都府知参事裁判二付、陪審被設候一

条、昨日紙面ヲ以相伺置、又候今日上陳書も差出、且太政大丞殿江直ニ申上候義も有之候間、左様御承知被成置度、此段申進候也、

六年九月二十八日

島本司法三等出仕

樺山司法三等出仕

江藤参議殿

(一枚二八 cm 江013137)

編者註

① 島本忠道(一八三三〜一八九三)は土佐藩士、名は審次郎。江藤に信頼され、明治五年司法大丞、その後大検事、警保頭などを歴任。明治六年政変で下野、その後は自由民権運動に従う。

② 樺山資綱(一八三四〜一八七九)は鹿児島藩士。明治四年に司法省三等出仕、明治六年政変で島本とともに下野し、明治十年の西南の役に参加。長崎の獄舎で没す。

③ この書翰は司法省二十行野紙。

五七 樺山資綱書翰

1 (明治六年)二月二十七日

御發疾篤と御養療奉祈候、楠田も今日所勞故、フスケ罷出儀者松下へ申述候処、チフスケへ掛合置候付、昼後何分可申上候得共、一先参楼之積り申上置差越との返答ニ御坐候よし、尊翰者楠田方へ別紙奉添相廻可申候、此段御報申上候也

二月廿七日

樺山大丞

江藤卿殿

(一枚一八 cm) 江013-138)

編者註

① 楠田は後出六八の楠田英世。

② フスケ George Bousquet, Hilair (一八四六～一九三七) は明治五年二月、フランス人法律顧問として来日、明法寮(そして司法省法学校)で法学教育に従事するとともに、江藤が推進していた民法起草にも関与した。

③ チフスケ Du Bousquet, Albert Charles (一八三七～一八八二) は明治初年、フランス公使館付通訳として滞在、後に日本政府雇となつて左院に出仕。なおフスケとデュ・フスケについては手塚豊「明治法制史上におけるデュ・フスケとフスケ」(『明治文化』第十五卷第十二号) 参照。

2 「」三月三十一日

(巻封)「江藤卿公 樺山資綱

上呈

取縮申上候、其件肺肝ニ銘シ、尚甥も今朝参候ニ付承候処、存外別段之事ニ而、倅今日国元ニ参候段、申来候を致案内候事之由、金ヲ失候儀ニ御坐候、此段一寸申上置候也

三月三十一日

樺山資綱

江藤卿公

追而、沢先生五六日方、国元出帆かと承申候

(一枚一七 cm) 江013-139)

3 「」六月四日

拜啓、御請合仕置候薩摩かすり、是迄贖物且下料品ヲ見候而已ニ而、長々手ニ入不申、もふハ御用済ニ相成候哉も難計候得共、近日致着候もの幸持参致居、時ニ白島壹反余程物相加り居、難曳離シとの事ニ御坐候、近年品位相劣り御周旋申上候も愉快ニ無御坐候得共、一寸見得来候ま、御覽ニ入申候間、御氣向次第ニ御坐候品物相添、此段奉得御意候、頓首

六月四日

樺山資綱

江藤新平様

(一枚一八 cm) 江013-140)

4 「」六月六日

一、白かすり島壹反
代金六兩貳歩

一、黒小かすり壹反

代金十四両

一、右同大かすり壹反

代金十五両二歩

右之通儘ニ御請取申上候也

六月六日

樺山資綱(印)

江藤公

(一枚一八 cm) 江013-141)

5 「」六月七日

〔巻封〕「江藤参議殿 樺山資綱

貴酬

退出より参楼被仰聞趣、承知仕候、貴官初御受仕候、楠田老人病氣
二而、出勤無御坐候故、申遣見可申候、此段御報迄申上置候也

六月七日

江藤様

樺山資綱

〔二枚二〇cm 江013-142〕

6 〔明治六年〕十一月二十日

〔封筒〕「江藤新平閣下 樺山資綱

床下

辞表後絶而御疎情仕候處、御壮剛奉大賀候、いつそや参楼旁申承及
候得共、いまた御不沙汰多罪之至ニ御座候、正院より布達之日誌類
送達相成居候付、猶御仕送申上候、御請取可被下候、拜謁可奉得御
意候也

十一月廿日

江藤公閣下

樺山資綱

〔二枚一八cm 江013-143〕

編者註

①「辞表」とは、明治六年十月二十四日の参議辞表をさす。太政官
では二十五日に辞令を出し、江藤に御用滞在を命じた。

7 〔明治六年〕五月五日

〔巻封〕「江藤参議殿

樺山資綱
島本仲道

至急御親拆

昨夜者恐悚之至ニ奉存候、就而者今朝離宮江罷出

天機を奉伺候而可然と奉存候得共、猶御都合拝承仕度、判読不能□□二、火

災之原由ハ確然相分居候儀ニ可有之哉、不分明之次第も候ハ、取調
候差配も御座候間、此段不取敢奉伺置候也、早々頓首

五月五日

〔二枚一九cm 江013-144〕

編者註

①明治六年五月五日午前一時二十分皇城炎上、四時三十分漸く鎮火
した。

五八 鎌田宗五良書翰

1 明治五年五月二十九日

口上

今般鹿兒島縣大山参事同列上京、基々私事於縣刑法局江身ヲ寄セ罷應

在候処、追々御變遷ニテ開化之段奉承知、因而愚昧乍短才不願恐縮ヲ司法省江身命ヲ投チ一端之 御奉公念願希望ニ奉存居候処、右大山ヨリ尊君江旨趣倚頼仕與之義候得共、既ニ同人ニモ歸縣相成、就テハ高崎五六ヲ以御汲請被成下置候由、誠以難有奉存候、此末猶宜敷様、偏ニ為歎願昇樓仕候、且推參之段ハ奉象^奉仁免候、敬白

壬申五月廿九日

鹿兒島縣鎌田宗五良

江藤新平様

(二枚一八cm 函013145)

編者註

①高崎五六(一八三六—一八九六)は薩摩藩士、明治五年四月に中議官、同年十月八日二等議官。

五九 烏丸宰相書翰

1 (明治元年) 十月九日

(巻封)「江藤新平殿 烏丸宰相」

少々談じ度有之候間、小子宅へ入来頼候事

十月九日

(一枚一九cm 函013146)

編者註

① 烏丸宰相は烏丸光徳のこと。光徳は、慶應四年八月二十日より明治元年十一月七日まで東京府知事。

六〇 岸良兼良書翰

1 (明治六年) 四月八日

(封筒)「江藤司法卿殿 岸良司法少丞」

拝啓、春和之候益御健康可被相成御起居、奉遥賀候、随而私共一行中皆無事、河野ハ于今龍動ニ罷在候、幸ニ御安慮可被下候、當所取調も粗相片付候付、當月末河野も打寄同しく各國へ出向候筈ニ御坐候、扱殿命を蒙り候教師御雇之儀、即ち鮫島弁理公使へも打合、尤大使へも申出、手数ニ及居候段ハ佐々木大輔殿など帰朝、委曲御承知被下候半と奉存候、其後現地ニおひて申談候趣も有之、先此涯佛と兩人と目的を定メ、既ニボアソナート」と申人十分之者と見込、御雇談判ニ及候處、段々過當之望も有之、其意ニ應し難き所方不得止破談ニ及ひ、此上ハ司法卿へ示談を遂ケ、裁判官を御雇相成度事ニ決し、當時周旋中ニ候得共、鮫島公使ハ魯西亜滞在中ニ有之、ブスケ氏位ノ人物ニ候得者別段ノ手数ニ不及、直チニ調ひ候事ニ候得共、兼而御沙汰ノ通可相成上等ノ人を得度候得者、実ニ意の如くならざる儀のミニ有之、終今日迄遷延いたし居候段、畢竟私不行届より之事と、甚恐縮罷在候、爾後迎も油断者不仕候間、此段御聞置奉願候、○去ル五日不図も中井着巴ニ相成、御地ノ御様子承り候処、定額金一条六ケしく相成、御辞表迄も御差出相成候由、御配慮恐察仕候、○私二者前月廿二日方田舎廻り仕、近日帰府仕候、何方ニ罷越候而も法律一定、裁判所取扱向等皆一轍、巴里ニ相替ル事

無之候、先ハ御伺旁如此御坐候、時下御自重奉祈候也

四月八日

岸良兼良

江藤司法卿殿

(一枚二二 cm 江013147)

編者註

①岸良兼良(一八三七〜一八八三)は薩摩藩士。明治四年十月に司法省権中判事。明治五年六月に江藤欧州派遣隨行を命じられ渡欧(江藤は渡欧できず)。明治五年八月五日、司法少丞兼司法権大檢事に任じられた。明治六年九月、帰国。

②河野は河野敏鎌(一八四四〜一八九五)。

③ボアソナード招聘については、大久保泰甫『日本近代法の父ボアソナード』(岩波書店、一九七七)参照。

④中井とは四等議官中井弘(一八三八〜一八九四)のことか。

⑤定額金一条は、司法省(江藤)と大蔵省(井上)の予算額についての争いのことか。

2 (明治五年) 四月二十九日

(巻封)「江藤卿閣下」

謹啓、兼而奉願候御航海ニ付、隨行被仰付度儀、何方江申立候ても閣下之思召次第ニ有之、閣下御口出しさへ被下候得者世話いたし可遣段、承る事ニ御坐候、未夕御拜命も無之内、毎日御迫り奉申上候儀、甚恐縮仕候得共、生涯之懇願不能止、偏ニ御倚頼仕候間、宜御含置、呉々奉願上候、頓首

四月廿九日

岸良拜

3 (明治五年) 五月九日

(巻封)「江藤卿様 岸良兼養」

謹啓、志願一条厚ク御聞込被下居候段ハ高崎よりも承知仕居、此上クド〜シク奉願候儀、思召如何と恐縮仕候得共、御期限も追日近寄、益切迫罷在候、右ニ付甚恐入候得共、近々御參省不被為叶候ハ、其内御書中ニテ御取極被下候儀者相叶間敷哉、實ニ自由ケマシキ申上様深く恐入候得共、至願之餘不顧前後、此段歎願仕候、頓首

五月九日

(一枚一六 cm 江013149)

編者註

①高崎は既出の高崎五六であろう。

4 (明治五年) 九月九日

(巻封)「江藤卿様 岸良兼養」

尊書拝見仕候、御暇參朝之儀ニ付、別紙御添御申越被下候趣、委曲承知仕候、將又明朝參朝懸高邸へ罷出候趣、是又拝承仕候、来人中御請込、勿々頓首

九月九日

5 (明治五年) 九月十一日

(包紙)「江藤卿殿 岸良少丞」

拜上、私儀今日出立之心得ニ御坐候処、出船も彌十四日曉ニ相成候段報知も有之、然処一昨日已来風邪ニ感じ、今朝甚不氣色、未臥床罷在候位御坐候間、十三日早天出立ニ相決し、兩日保養仕度奉存候、今朝可奉伺旨奉申上置候付、此段御届御断奉申上候、いつれ其内ニ参上御暇乞仕度奉存候、謹言

九月十一日

岸良拜

江藤卿様

(一枚二五 cm) 江013-151

六一 () 喜四郎書翰

1 () 六月二日

(巻封)「御隠居様 喜四郎」

御案内申上候、今日者昇進被仰付、難有仕合奉存上候、不取敢身祝与して一献差上度奉存候間、御孫子様方御同導被下、昼後御入被下度奉待上候、かしく

六月二日

編者註

①喜四郎は佐賀藩士浦忠左衛門の次男で、福岡清兵衛の養子となつた福岡義辨(一八三四-一九一四)。維新後、東京府に出仕、後に警視庁に職を奉じ、明治二十三年以降、宮家の子弟の訓導に従事。江藤新平の母浅子は浦忠左衛門の妹であるから、喜四郎と江藤とは従兄弟の關係になる。

2 (明治五年) 八月一日

(巻封)「江藤様 喜四郎」

上呈

御小兒様御病氣御配慮被遊候儀与奉存候、少々御窺申上度義御座候間、后刻御閑隙之折拝謁奉願候、且又今朝者安東十郎義、故廣沢氏關係賊之一条二付、一往申上度候間、乍御面倒拝謁被成下候様、前以少子方も御願申上吳候様、分而頼入候間、何卒御聞取被下度奉願候、此旨旁申上置候、頓首

八月一日

(一枚一八 cm) 江013-153

編者註

①安藤十郎は薩摩藩士の安藤則命(一八二八-一九〇九)。明治五年五月邏卒総長、同年八月警保助。
②廣沢氏は明治四年正月九日に暗殺された参議廣沢真臣。

六二 北川泰明書翰

1 [明治四年] 四月二十九日

恭啓、御不例如何被為入候哉、追日御快復と奉存候へ共、尚御攝養
[專一二奉禱候、先夜ハ參上種々御馳走頂戴、殊ニ大長坐奉拝謝候、
然ハ其御願申上置候小生北海道行之儀、何卒恐入候へ共、御序之
節西邨君へ宜敷御願被仰入被下候様、偏ニ奉願候、以參御願可申上
候へ共、毎々御面倒申上候ハ却而恐入候儀と存、乍失敬以書中御依
頼申上候、何分ニも御差含之程奉希上候、餘ハ萬々期拝趨之時候、
恐々頓首

四月廿九日

北川泰明

拝

江藤尊臺

侍側

(一枚一六cm) ㊦013154

編者註

①北川泰明(？)一八七八)は彦根藩足輕出身、名は徳之丞。

2 [明治四年] 五月十一日

恭啓、梅雨之候、鬱敷御坐候處、益御清穰被為入奉敬賀候、先夜ハ
參堂、乍例御馳走頂戴、殊ニ西邨君へ御引合被成下、萬々難有奉拝
謝候、随而頻ニ北行之心積罷在候得共、何分金策難相調、彼是未々
取極不申上候、尚此上宜敷御含御引立之程、偏ニ奉懇願候、將又尊

臺御洋行不遠御出立被為在候御儀ニ付而ハ、何角御事多御坐候ハ
ん、隨身之御用等被仰付候様仕度奉伺候、右御礼旁左右迄呈寸楮
候、恐々敬白

五月十一日

北川泰明

再拝

江藤尊臺

侍側

(一枚一六cm) ㊦013155

追而、龜末之白葡萄之壺、有合ニ任せ呈上仕候、御叱留可被成嘆
候、又拝

六三 北島秀朝書翰

1 [慶応四年] 五月二十二日

(前文欠)

〔不都〕合ニ御座候故、可相成者今日之處出勤御免被仰附候様仕度、
此段各様追申上候、宜敷御執達奉希候、草々不具

五月廿二日

北嶋千太郎

土方大一郎様

江藤新平様

(一枚二〇cm) ㊦013156

編者註

①北島千太郎は水戸藩士の北島秀朝（一八四二—一八七七）。慶応四年五月に民政裁判所判事助。

②土方大一郎は土佐藩士の土方久元（一八三三—一九一八）。慶応四年五月十一日に江戸府判事。江藤も江戸府判事。

2〔慶応四年〕六月五日

（巻封）「江藤新平殿
横川源藏殿

北島千太郎」

以書面得貴意候、然者私共病氣今以全快不致、何共御繁務中恐入候得共、不患御汲取可被下候、扱又過日粗御咄申入候替地糸印紙税法之儀、江戸町人佐兵衛与歟申者江御委任二相成、彼之者神名川宿江出張罷在、夫々上納向尽力之様子二者候得共、中二者衆人之心ニ離叛いたし候行も有之趣ニ而、神奈川邊之人氣者勿論、遠國より右品持参り候者も何歟憤懣致候次第、追々少子共迄相聞候間、神奈川宿役人共ヲ被召、能々御詮議被為在度御儀ト奉存候事

一、是迄糸仲間と称ヒ来り候者式拾四人、何れも於府内テも大商ニ候處、今般右佐兵衛と申者江御委任被仰付候より甚失望之様子ニ而、式十四人之者ヲ見込書小子迄差出有之候間、則入御覽候間、此儀能々御詮議被為在度奉存候事、右者病中闕席之身ニ而申上候儀恐縮之至ニ存候得共、各様迄申入候間、宜御詮議之程、奉希候、以上

六月五日

江藤新平殿

横川源藏殿

編者註

①横川源藏も江藤や北島と同様、東京府判事。

（一枚二〇cm）
[J] 013-157

北島千太郎

3〔慶応四年〕八月七日

一翰拜呈、追日秋冷相益候得共、愈御安壯奉欣賀候、陳者小生去月廿六日無異上京候間、御安意可被下候、尤海上ニテ船器之破損等有之、空ク五六日滯泊いたし、遅遠ニ及候

一、小生出府之節御談合申上候事件、岩相公始諸官へ申立候處、衆議同意二者御座候得共、難決事件三四カ条有之、苦心此事ニ御座候一、會計之一事、種々議算有之候得共、未其決ヲ不得
一、御東幸ニ付而者街道者勿論、関東之土民ヲシテ一ツ之饑渴ナカラシメ、不日ニ聖武ヲ弘廟し奉り候様仕度トノ廟議紛々有之候得共、未其決ヲ不得

一、徳川より願出候旗下御救助等之儀、諸説不少候得共、是又其決ヲ不得

一、御廟議御決定相成候上者、神速東京へ御合算被遊、其上行幸之御日限等も御定めニ可相成御都合ニ候得共、右等之事件未定之事故、可相成者決定之上帰府可致旨、旧主人も被申聞候間、乍遺憾滞京罷在候、尤此上者速ニ帰府之心得ニ候得共、今暫ク遅遠ニ可及

与奉存候間、此段條相公始宜敷被仰立候様奉願候、早略奉呈、謹言

八月七日

北島千太郎

江藤新平様

島團右衛門様

尚々、大久保氏始其外御同勤中へも可申入之處、繁用不得寸暇、其意二不克候間、両先生方宜ク御傳達被下候様奉冀候也

(一枚二〇cm 江013-158)

六四 北島時之助書翰

1 (一) 正月十日

(巻封)「江藤五位様 北島時之助

貴報

」

尊翰拝読仕候、然者御出勤之儀、外御用ニ付御欠席云云、委細承知仕候、右早略御答而已如斯ニ御座候、謹拜

正月十日

(一枚一七cm 江013-159)

編者註

①北島時之助は六三の北島千太郎と同一人物。

六五 北島秀朝書翰

1 (明治五年) 二月十九日

爾来益御安靜奉恭賀候、陳者小子今般和歌山縣權令被仰付候ニ付、不日縣地へ發足可仕与奉存候ニ付而者、其前一日御離盃ヲ相催度存罷在候処、過日土方氏ニ面會之節猿若町戲場行可致旨相約し有之候間、甚恐入候得共、別段御差支も不被為在候ハ、明後廿一日早朝方別紙町名書之所まで御光駕被下度奉希候、尤遠方御来臨ヲ促し候而も格別御躰散と申程之義も無之与奉存候得共、御運動旁御出かけ之程、伏テ奉願候、書外尚拜芝、萬々可申上、先者右御案内述申上度、勿々頓首

二月十九日

北島秀朝

江藤盟閣下

侍童

尚々明後中一日者晴雨とも早朝より御来臨奉願候、外二来人とてハ無之、土方増田之両子ニ有之候間、無御心懸、御出可かけ被下候

(一枚一六cm 江013-160)

編者註

①北島秀朝は六三、六四の北島千太郎、北島時之助と同一人物。

②増田は明法大属の増田賛(？)一九〇二。

六六 北畠治房書翰

閣下

1 [明治五年] 十月五日

(封筒表) 「江藤尊臺公 北畠治房

請親展

(封筒裏) 「壬申十月五日夜 自在山梨裁判所印」

謹啓、新緑之候、益御勇健御奉職被為在、奉欣喜候、陳者今般結構御昇進之段、邦家之幸福不可過之、奉大賀候、為其捧祝表候、猶期後慶候也、恐惶謹言

北畠治房

六年四月廿五日

(一枚三八cm ㊦013162)

謹啓、楓樹紅葉之際、尊臺如何御渡被為在候哉、令命負荷、赴任已来殆三旬、何等之義も不奉伺、失敬多罪々々、然者今般水野中檢事、去月出立之節、被仰含置候義も有之趣ヲ以、一時帰省之旨被申出候二付、任其意、明六日此地發途之都合、依而ハ當境之景況同人目撃之義二付、付其口頭別段具上不仕、猶又水野へ相托し置候件々、首從隨行輕重、谷村分支裁判儉事警保職掌權衡、其他鎖末之廉々ハ御本省大少丞方迄猶同人ト可伺呉候間、内外御聞上可然至急之御沙汰之程奉伏願候、猶事務不馴、殊二夜徹之才力二就而ハ、万端不都合之始末ハ水野ヲ以慎惶御詫申上可呉筈、萬御海涵之恩典企望仕候、先ハ晝時令御伺迄奉捧空封候ノミ、恐惶肅

六七 木戸孝允書翰

1 [明治三年] 六月二十八日

(封筒表) 「江藤様

木戸

(封筒裏) 「七十二号」

御直披

(卷封) 「江藤盟臺

允

内密御直披

北畠治房

卿公尊臺

亂筆高恕、尚御投火御願候、拝

(一枚一九cm ㊦013161)

2 明治六年四月二十五日

(卷封) 「江藤參議公

拝啓、昨日一書呈上仕、其御答を不相窺、無余儀々有之、外出仕候處、御光来玉わり候由、甚以奉恐入申候、今朝參上可申上と奉存候中、客来引つ、き不図時剋相移り、兎角之内昨日申上置候様前約有之、不得寸暇候處、何分ニも粗申上候一条ハ速ニ御相談申上、御

高按をも奉窺度、必竟為

皇國悲泣痛歎之至ニ御座候、明朝ハ聊弟も故障無御座候間、御都合を窺置、是非登門可申上と奉存候、いつ頃參上仕候而可然哉、御口頭御示し玉わり候様奉願候、草々頓首、拜

六月廿八日

尚々、此一条ハ極々密々之次第ニ付、先々他へハ何とも御無言ニ被為成置候程奉願候、根本より他日不可拔之患害を醸し候而ハ、実ニ新造之舞臺も其限りと奉存候、拜

(一枚一六cm 江013-163)

編者註

①文中の「皇國悲泣痛歎之至」とは、明治三年三月、明治政府が釜山に草梁倭館を設置し、朝鮮に国書を渡そうとしたが、朝鮮がこれを受理しなかつた一件をさすのであろう。

2 (明治三年) 七月六日

(巻封)「拜復 孝允」

朶雲奉拜見候、先以 御清福奉賀候、明日ハ弟も參朝御断申上、十時頃より他江一約仕置候ニ付、外出仕候心得ニ御座候間、其已前登門申上、萬相窺可申候、先以為其、早々頓首、拜復
七月六日

(一枚一六cm 江013-164)

六八 楠田英世書翰

1 (明治四年六月) 二十九日

(巻封)「江藤様 楠田拜」

御男子御出生之由、恐悦之至不過之奉賀候、扱今日ハ例之別品二人、新しい一人參り候間、御練合を以、第二字頃より御出浮被下度、余ハ拜芝上、草略
廿九日

廿九日

(一枚一七cm 江013-165)

編者註

①楠田英世(一八三〇〜一九〇六)、佐賀藩士。明治三年二月大学大丞、同年閏十月大史、十一月国法会議出仕、明治四年八月司法少判事。

②御男子とは、江藤の四男で明治四年六月二十七日に生れた用四郎を指す。

2 明治六年十二月四日

兼テ御配慮有之候佛國政典自第一卷至第五卷製本出来ニ付、御廻申候、御落手有之度候也、

六年十二月四日

楠田英世

江藤正四位殿

(一枚二八cm 江013-166)

編者註

①この書翰は司法省十八行罫紙。

3 [明治四年] 正月二十二日

(巻封)「江藤堅兄 楠田英世

極御内々

古川殉死一件、一統江不相及候様藩より太政官江願立相成、政府之力ヲ以、一藩之鉄制相仰き候ハ、藩之体裁ヲモ宜敷儀と奉存候間、如何被思召へく哉、政府御布告之儀も取柄無之、徒ニ御互之相談ニ出候も事実不可然と可存、此段申上道も無之候へトモ、幸便有之、御近所迄使之者差出候故、旁為急事ニも有之、為可得貫意、如此候也

正月廿二日

(一枚二二cm 江013-167)

編者註

①古川殉死一件とは、明治四年一月二十一日、古川松根(一八一三〜一八七二)が鍋島直正の後を追って殉死したことを指す。

4 [明治四年] 二月二十一日

(巻封)「江藤様 英世

御内々

第二字頃より上野花見ニ罷越度、定而御存知之御事と奉存候、且又四郎心配ニ而、先生へ美人両三輩入貴覽度旨、僕宅江連参り候由ニ付、旁其思召ヲ以、少々時剋も御引揚御出遊可被下、為御知、如此

候也、

二月廿一日

(一枚一八cm 江013-168)

5 [明治五年] 三月二十九日

(巻封)「江藤様 楠田拜

御親展

近来ハ御遠々敷、扱ハ古賀大参事本日第三字頃より被参候筈ニ有之候、御障繰宜敷御之候ハ、御光駕被成下間敷哉、為御案内如斯候也、

三月廿九日

(一枚一八cm 江013-169)

編者註

①古賀大参事は、佐賀藩士の古賀定雄(一八二八〜一八七七)。明治四年五月佐賀藩大参事、同年十一月伊万里県参事、明治五年五月佐賀県参事、同年七月免官。

6 「」五日

(巻封)「江藤卿公 英世

侍史

本日御用、都合ニより直ニ御引取被遊候哉も難斗旨、態与御知らせ被下、敬承、会議ハ何れ与歟取斗可申、且又退省後第四字前よりも

参政候様、何れも御計申上候、幸島本二も出勤有之旨申来候間、左様承知被下度、玉乃松本へハ私トモ委細可申通候、急き御請のミ、略

五日

(一枚一七cm ㊦013-170)

編者註

①島本は既出の島本仲道。

②玉乃は玉乃世履(一八二五〜一八八六)。明治四年八月司法中判事、同年十一月司法権大判事。

③松本は司法権大判事の松本暢(？〜一八八九)。

7 (一) 六日

(巻封)「江藤盟兄 英世

拜復」

拝呈、無存懸結構之御肴種々一折御取揃、御惠没被成下、忝次第、重畳難有、不浅御禮申上候、何れ明日拝芝上、萬可謝上候、右御請迄、如此候也

六日

(一枚一八cm ㊦013-171)

敬具

8 (明治三年) 二十一日

(巻封)「江藤様 英世」

国法按議院体裁、尚御勤考被下度、外ニヒカヘモ無之候故、明日御持出被下度候也

廿一日

(一枚一八cm ㊦013-172)

9 (明治六年) 二十五日

(巻封)「江藤参議殿 楠田英世

侍史

明廿六日午前第十字頃より両国邊川長江、田中不二磨丹羽少丞等一同遊ニ参候間、御透も有御さ候ハ、御出浮被下間敷哉、為御案内、如斯候也、

廿五日

(一枚二二cm ㊦013-167)

編者註

①田中不二磨(一八四五〜一九〇九)は、尾張藩士。明治四年十月文部大丞。岩倉使節団理事官として欧米行。明治六年三月帰国。

②丹羽少丞は、尾張藩士の丹羽賢(一八四六〜一八七八)。明治五年八月から司法少丞。明治八年十一月司法権大丞。

10 (明治六年四月) 二十五日

過剋御沙汰之義、少々無心元存候故、直ニ省へ参り、樺山丹羽へ及示談、如何之都合候哉承及候處、全ク間違ニ而、畢竟御察之通、局中海老原其外取調全キヲ望ミ、其為メ都而遷延ニ及事故、如何ニも

此上速ニ取調差出相成候様申促置候、必明後日ハ差出可相成、就而ハ今日土方より牟田口幸太郎事都合有之、司法へ採用致異間敷哉之旨申聞相成、別ニ差支無之候へトモ、先生ニも御存知之通、同人儀ハ少し耳不聞ニ有之、判事ハ如何と被存、檢事ノ方ニ而も可然哉、且過日高木某ノ事被仰聞候末ニ付、尚思召之程も相伺度、其上何分ノ事も長次官へ及示談へく候間、御高察是仰キ候也、

廿五

英世

江參議殿

(一枚一九 cm 江013174)

編者註

- ①樺山は、既出の司法大丞樺山資綱。
 ②丹羽は、司法少丞丹羽賢(一八四六〜一八七八)。
 ③海老原は、薩摩藩士海老原(一八三〇〜一九〇二)のこと。明治六年六月、司法省七等出仕。のち「評論新聞」「中外評論」を發行し、反政府の論陣を張る。
 ④土方は既出の土方久元。当時、太政官正院大内史。